平成２８年（フ）第１０２８号
堺市西区浜寺石津町西４丁１番13号　ノヴェレ石津101号
債務者　庄司　　明
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８号
堺市中区深阪１丁14番39―101号
債務者　北浦　良恵
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
堺市堺区南庄町１丁１番13―２号
債務者　山本留理子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
堺市南区竹城台１丁１番３―1425号
債務者　北　　拓万
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
堺市北区南花田町115番地22
債務者　森　　渡
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
堺市北区新金岡町３丁５番15―206号
債務者　森　ひろみ
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６号
和歌山市松島555番地１　ファミール前島Ｉ103号
債務者　西田知世子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
北海道空知郡南幌町西町５丁目２番３号
債務者　加賀　靖博
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２５７号
静岡県富士市石坂304番地の１　コーポリボンＡ―103号
債務者　石田とし江
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４号
静岡県富士市五貫島339番地の４
債務者　立田仁花こと　張　　仁花
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１６号
香川県高松市宮脇町２丁目37番８―1103号
石清尾ハイツ
債務者　池光えり子（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２号
香川県さぬき市志度1421番地68　グリュックスハウス206
債務者　濱﨑　秀明
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４号
福岡県大牟田市上白川町２丁目188番地
債務者　永江　貴史
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第９号
長崎県長崎市中新町15番42号　テラスハウス中新町、旧住所長崎県長崎市田上１丁目２番46号
債務者　山本ひろみ
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
長崎県長崎市片淵３丁目７番21号
債務者　茂田　ちず
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
鹿児島県指宿市新西方726番地　市営新西方団地３
債務者　祝迫　春美
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第４号
鹿児島県南九州市知覧町厚地1732番地
債務者　二丹　富雄
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部